

「障がい者計画」と「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」

1. 2つの計画の特色について

静岡市では、法定計画である「障がい者計画」、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」を1本化して、「静岡市障がい者共生のまちづくり計画」を策定しています。それぞれの計画の特色は、以下のとおりです。

区分	障がい者計画	障がい福祉計画・障がい児福祉計画（福祉計画）
概要	<p>■障がい者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定する。</p> <p>■策定に当たっては、国の障害者基本計画・都道府県障害者計画を基本とし、障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならないとされている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>★障がい者施策の基本的な事項や理念を定めるもの</p>	<p>■障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的事項を定めるもの。</p> <p>■策定に当たっては、障害者自立支援協議会の意見を聴くように努めるとともに、都道府県の意見を聴かなければならないとされている。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>★障がい者計画の「生活支援」に関する事項中、障害福祉サービスに関する3年間の実施計画的な位置付けも有する</p>
根拠法	<p>■障害者基本法</p> <p><u>第11条第2項</u> 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p><u>同条第5項</u> 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>第36条</u> 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を含む。以下同じ。）に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他合議制の機関を置く。 ア 都道府県障害者計画に関し、第11条第5項に規定する事務を処理すること。 イ 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、又その施策の実施状況を監視すること。 ウ 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。</p>	<p>■障害者総合支援法</p> <p><u>第88条</u> 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。</p> <p><u>同条第9項</u> 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第6項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。</p> <p><u>同条第11項</u> 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。</p>

これまでの経緯	① 昭和54年 国連「長期国家計画」策定勧告 昭和57年 中央心身障害者対策協議会意見 具申 ↓ 【国】障害者対策に関する長期計画（昭和58～平成4年度・10年間）	
	② 平成5年 障害者基本法成立 ↓ 【国】障害者対策に関する新長期計画（平成5～14年度の10年間） = 第1次障害者基本計画 《義務策定》 【都道府県・市町村】は《努力義務》	
	③ 平成16年 障害者基本法改正 ↓ 【国】ア 障害者基本計画（平成15～24年度・10年間） = 第2次障害者基本計画 《義務策定》 イ 第3次障害者基本計画（平成25～29年度・5年間） 【都道府県】障害者計画（平成16年6月～） 《義務的策定》 【市町村】障害者計画（平成19年4月～） 《義務的策定》	① 平成18年 障害者自立支援法成立 ↓ 【国】障害福祉基本指針（厚生労働省告示） 【都道府県】・【市町村】障害福祉計画 いずれも、平成18～20年度・3年間 《義務策定》
	④ 現在 【国】第4次障害者基本計画（平成30～令和4年度・5年間） 第5次障害者基本計画（令和5～9年度・5年間） 【都道府県】【市町村】 ◆計画期間は自治体により様々 ◆本市は、平成30年度より、障害福祉計画と一体的に策定している。（東京都等も同様）	② 以後 （途中平成25年「障害者総合支援法」成立） 【国】・【都道府県】・【市町村】とも ◆第2～5期：平成21～令和2年度（1期3年ごと） ◆第6期：令和3～5年度 ③障害児福祉計画策定 ◆第1期：平成30～令和2年度 ◆第2期：令和3～5年度
主務官庁	内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 子ども家庭庁 支援局
今回の上位計画等	【国】第5次障害者基本計画（令和5～9年度・5年間）	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和6～8年度・3年間） 【改正：令和5年子ども家庭庁・厚生労働省告示第1号】
主な特徴	第4次障害者基本計画から第5次障害者基本計画の主な改正箇所は資料3に抜粋。	主な改正箇所は、資料4に抜粋。

2. 計画の期間

○計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とすることを基本としつつ、以下のとおり検討しています。

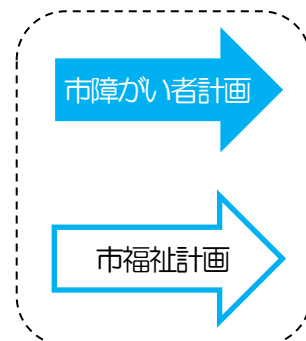
※ 平成30年度より、障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を1本化

(関連計画を含む計画期間)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
静岡市 障がい者計画	→			→		→			→			
静岡市 障がい福祉計画	→			→		→			→			
静岡市 障がい児福祉計画	→			→		→			→			
静岡市 総合計画	→									→		
内閣府 障害者基本計画	→			→						→		
厚生労働省 基本的な指針	→			→						→		
静岡県 障害者計画	→			→						→		
静岡県 障害福祉計画	→			→						→		

(次期計画の計画期間案) ※R5年度以降開始の計画については、現行の期間が続くと仮定して作成

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
内閣府 障害者基本計画	→		→				→			
厚生労働省 基本的な指針	→		→				→			
静岡県 障害者計画	→		→				→			
静岡県 障害福祉計画	→		→				→			
静岡市 総合計画	→		→							
案①	→		→		→		→		→	
案②	→		→		→		→		→	
案③	→		→		→		→		→	
案④	→		→		→		→		→	



(次期計画の計画期間整理表)

	概要	計画に係る国の方針等への対応	報酬改定への対応	計画推進に係る期間の確保	現状把握の周期(市民アンケート等)	静岡市全体の施策との連動
案①	現計画と同じく、 <u>3つの計画を一本化し、3年を期間とする。</u> 障がい者計画：3年 福祉計画：3年	○	○	△	○	△
案②	障がい者計画と福祉計画を分離し、 <u>それぞれを国の指針等に合わせた期間とする。</u> 障がい者計画：5年(国の基本計画から1年後ろ倒し) 福祉計画：3年	◎	○	○	○	△
案③	障がい者計画と福祉計画を分離し、 <u>障がい者計画を静岡市総合計画と同じ期間とする。</u> 障がい者計画：7年 福祉計画：3年	○	○	○	△	○
案④	現計画と同じく、 <u>3つの計画を一本化し、静岡市総合計画と同じ期間とする。</u> 障がい者計画：7年 福祉計画：7年	△	△	○	△	◎